

西 沼 目 自 治 会 規 約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、西沼目自治会(以下「会」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(会員)

第2条 会員は、地区内に居住する全世帯とする。
なを、地区内にある会社及び商店は賛助会員とする。

(目的)

第3条 会は、会員相互の親睦、福祉の推進及び本地区内の居住者に共通する、住みよい環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 環境衛生及び福祉・厚生に関すること
- (3) 防犯、防災に関すること
- (4) 会の内外各種団体との連携に関すること
- (5) その他、会で必要と認め決定されたこと

(会費)

第5条 会員は、会費を負担するものとし、会費の額は一世帯につき1ヶ月250円とする。
但しアパート居住者は年間2,400円とし、所有者又は管理会社が納入する。
賛助会員の会費は別に定める。

(総会)

第6条 通常総会は、新旧組長により毎年3月に開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または組長の3分の2以上の請求があった時に開催する。

(総会の成立並びに議決)

第7条 1、総会は、新旧組長の2分の1以上の出席により成立する。
2、議長は、総会にて選任する。
3、議決は、出席者の過半数により決定する。

(総会の議決事項)

第8条 次に掲げる事項については、総会において議決を得なければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 会費の額の変更
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 役員の選任(監事は除く)
- (6) その他、会の運営上重要な事項

(本部役員)

第9条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以上6人以下
- (3) 監事 2人 (会計監査)

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

(役員の職務)

第11条 役員は、次に定める職務を行う。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 監事は年1回会計監査を行い、総会に報告する。

(役員会)

第12条 1、役員会は、第9条の役員(監事を除く)をもって構成し、総会の決定事項及び会の日常業務の執行にあたる。

2、役員会は、概ね隔月に開催し会長が召集する。

但し、会長が必要と認めた時は臨時に開催することが出来る。

(運営経費)

第13条 本会の経費は、会費、助成金及び寄附金等をもってあてる。

(組長)

第14条 1、組長は、各組毎に民主的な方法により選出する。

2、組長は、次に定める職務を行う。

- (1) 会費の徴収
- (2) 市の印刷物などの配布
- (3) 各組内員に対する連絡、伝達
- (4) その他必要な事項

3、組長会議は、原則として年3回開催する。

(役員候補者の選出方法)

第15条

本会の役員経験者及び会員代表で構成する役員選考委員会を設置して、役員候補者を選出する。

なお、役員選考委員会の委員の任期は、特に定めない。

(委任)

第16条 この規約に定めるものの外、本会の運営上必要な事項は、役員会の決定によるものとする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの期間とする。

付 則

この規約は、平成12年3月26日から適用する。

付 則

この規約は、平成13年3月25日から適用する。 (第2条 第5条 第15条)

付 則

この規約は、平成16年4月1日から適用する。 (第15条)

付 則

この規約は、平成21年3月1日から適用する。 (第5条 会費の改定)

この規約は、平成21年4月1日から適用する。 (第9条 役員の増員)

付 則

この規約は、令和7年3月1日から適用する。 (第9条 役員の増員 第15条)